

平成25年第7回太子町議会定例会（第447回町議会）会議録（第4日）

平成25年12月19日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第56号 揖龍広域センター等の事務委託の廃止について
- 3 議案第57号 職員の再任用に関する条例の制定について
- 4 議案第58号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第59号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第60号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上5件、総務常任委員会委員長報告)
- 7 議案第61号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第64号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第65号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第66号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
(以上4件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 11 議案第67号 平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 12 委員会の閉会中の継続審査について
- 13 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第56号 揖龍広域センター等の事務委託の廃止について
- 3 議案第57号 職員の再任用に関する条例の制定について
- 4 議案第58号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第59号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第60号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上5件、総務常任委員会委員長報告)
- 7 議案第61号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第64号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第65号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第66号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
(以上4件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 11 議案第67号 平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 12 委員会の閉会中の継続審査について
- 13 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番 中 薮 清 志
 3 番 藤 澤 元之介
 5 番 福 井 輝 昭
 7 番 平 田 孝 義
 9 番 井 川 芳 昭
 1 1 番 中 島 貞 次
 1 3 番 中 井 政 喜
 1 5 番 井 村 淳 子

2 番 堀 卓 史
 4 番 首 藤 佳 隆
 6 番 森 田 眞 一
 8 番 吉 田 日出夫
 1 0 番 清 原 良 典
 1 2 番 服 部 千 秋
 1 4 番 佐 野 芳 彦
 1 6 番 橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 上 田 眞 也
 書 記 山 本 雅 子

書 記 北 陽一郎

説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 川 嘉 明
 教 育 長 寺 田 寛 文
 生活福祉部長 井 手 俊 郎
 教 育 次 長 神 南 隆 司

副 町 長 八 幡 儀 則
 総 務 部 長 香 田 大 然
 経 済 建 設 部 長 堂 本 正 広
 財 政 課 長 堀 恭 一

(開議 午前 9 時59分)

○議長(橋本恭子) 皆さんおはようございます。

平成25年第 7 回太子町議会定例会におそろいで御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第 7 回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第 1 諸般の報告**

○議長(橋本恭子) 日程第 1、諸般の報告を行います。

本日、町長から議案 1 件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告終わります。

~~~~~

日程第 2 議案第 5 6 号 揖龍広域センター等の事務委託の廃止について

日程第 3 議案第 5 7 号 職員の再任用に関する条例の制定について

日程第 4 議案第 5 8 号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 5 9 号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 6 0 号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(橋本恭子) 日程第 2、議案第56号揖龍広域センター等の事務委託の廃止についてから日程第 6、議案第60号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 皆さんおはようございます。

お手元に委員会審査報告書をお配りしておりますので、これをもとに御報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第56号。付託年月日、平成25年12月10日。件名、揖龍広域センター等の事務委託の廃止について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年12月11日（水）午前9時55分から午後2時59分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁は以下のとおりです。

揖龍広域センターの事務は今後どうなるのかとの質疑に対して、たつの市の行政財産となる運びで調整しているとの答弁がありました。

昭和49年当時、建設に対して太子町も負担金を出したと思うが、それは終わったということかとの質疑に対して、補助金は建設費ということで納めてきた。40年という長い年月の中で役目を終わったものと考えているとの答弁がありました。

揖龍ライブラリーのテープやCDはどう扱われるのかとの質疑に対して、備品にはスクリーン、16ミリフィルム、カセットテープ、カラスライド等があるが、昭和49年度から平成25年度までの分担金の負担率の累計に基づいて、たつの市と太子町で備品を分けるとの答弁がありました。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべ

きものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第57号。付託年月日、平成25年12月10日。件名、職員の再任用に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年12月11日（水）午前9時55分から午後2時59分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。《質疑及び答弁》主な質疑答弁は以下のとおりです。

退職から5年以内の職員は、やめてから5年以内の者も認められるのかとの質疑に対して、条例上は対象になるとの答弁がありました。

直前任期の勤務実績が良好な場合認められるとの判断は誰が行うのかとの質疑に対して、町長部局であれば町長、教育委員会部局であれば教育委員会という任命権者が行うとの答弁がありました。

直前任期の勤務実績が良好な場合というのは具体的にはどのような内容かとの質疑に対して、総務副大臣通知で全団体に示されているが、国家公務員に準じ、いわゆる分限免職事由に該当しないあるいは欠格事由該当しなければ、再任用を希望すれば再任用するという方針になるとの答弁がありました。

議会の本会議のほうで新規採用が難しくなるのかを問う質疑があった際に、勤務時間等によって定数の中に入らないようにもできるので、新規採用に影響がないこともできるというような答弁があったと思うが、それは間違いないかとの質疑がありました。これに対して、フルタイムの再任用職員は定数にカウントされるが、フルタイムの5分の4の時間数（31時間以下）であれば短時間勤務となり、定数にはカウントされない。短時間勤務職員が例えば10年後、15年後に全ての方が希

望するという状態になると、20人を超えることは確かで、そのときに採用に全く影響が出ないとはまでは言えないと感じるとの答弁がありました。

再任用職員はどのようなポストにつくのかとの質疑に対して、どのように配置するかは条例や規則が通ったあとに即検討を始めるが、現在職員のOBが配置されているような職場とかラインに入らないスタッフ、アドバイザー的なスタッフ職が考えられると思うとの答弁がありました。

今まで定年後嘱託職員として本庁舎以外の職員として仕事をされているのは部課長クラス、役付を持っていた職員が大体ついているが、予算委員会を含めてみると、町税未納の対策等に経験の深い人材を登用していくべきではないかと思うが、そういう考えはないかとの質疑があり、町税の徴収という職に配置するというのも検討の一つであるとの答弁がありました。

《討論》2名の委員から反対討論がありました。

平田委員。円満退職される方々は、60歳の方がほとんどだと思う。そういう中でそれなりに地位があり、役職的にも行政を今まで動かしてきた人たちが多いという中で、本当に住民側の立場に立って物事を考えてもらいたいということを本当にやってくれるのかということと、ただ条例だけで再任されるという中で、今の太子町の現状を考えた上で、私は反対をさせていただく。本会議でも反対討論させていただくとの反対討論がありました。

井川委員。この条例は国の閣議決定があり、また近隣自治体の動向も含めて今回上程されたと思うが、日本全体の中で年金を支えている若い世代が雇用の安定をしていない中で、こういった条例を認めるわけにはいかない。委員会では多分採択になると思うが、再任用の人選や仕事内容については、今後のことをよく考えて決定されることを強く要望もして反対の討論とするとの反対討論がありました。

賛成討論はありませんでした。

(2)賛成多数により可決すべきものと決しました。

附帯意見として、「再任用に当たって、任命権者は再任用をしようとする職員に公務員としての自覚を再度確認させ、住民福祉に貢献させること」をつけることにしました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第58号。付託年月日、平成25年12月10日。件名、太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年12月11日（水）午前9時55分から午後2時59分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁は以下のとおりです。

本会議で類似団体として稲美町、播磨町、猪名川町を挙げられたと思うが、適正な報酬額に改正するという表現があるが、今までこの3町より太子町のほうがこれだけ高かったのか、それとも町の規模等を考えるとこうなったということか。必ずしも他の3町との金額が同一でも何でもなし。太子町の規模からいうとこうなるということかとの質疑がありました。これに対して、類似団体の金額も比較はしているが、近隣の西播磨あるいはこの近隣の団体の報酬も加味している。特に日額の報酬、9,800円あるいは9,300円と従前なっている審議会とか委員の報酬は、やはり町の数字と比較すると太子町の場合少し高いという傾向が出ている。選挙の関係の報酬も同じことで少し高いという傾向が出ているので、それを適正な水準に持っていこうということであるとの答弁がありました。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第59号。付託年月日、平成25年12月10日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年12月11日（水）午前9時55分から午後2時59分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁は以下のとおりです。

削減期間が平成26年4月から当分の間と書かれているが、当分の間とはいつか。また変更するということかとの質疑があり、このたびの見直しも行財政審議会に諮問して答申をいただいたが、行財政審議会のほうで特別職の報酬なり給料は定期的に検証すべきだという意見が出ている。したがって、3年なのか4年なのかというようなことは、またこちらで検討するが、定期的に行財政審議会に諮問し、そのときそのときで適正な水準を見出していきたいと考えている。そういう意味で当分の間ということになっているとの答弁がありました。

副町長の退職金は、4年勤めた場合幾らから幾らになるかを問う質疑があり、カット前は876万円、カット後は788万4,000円になり、87万6,000円の減、月数は12月であるとの答弁がありました。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第60号。付託年月日、平成25年12月10日。件名、太子町教育委員会教育長の給与等に関す

る条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年12月11日（水）午前9時55分から午後2時59分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁は以下のとおりです。

これによって教育長の退職金は4年間勤務後、改正前と改正後は幾らになるかを問う質疑があり、カット前が599万4,000円、カット後が551万4,480円、47万9,520円減額になる。月数については8.88月であるとの答弁がありました。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって、1議案ごとに行いたいと思います。

まず、上程中の議案第56号揖龍広域センター等の事務委託の廃止について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第57号職員の再任用に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 職員の再任用に関する条例の制定について、平成25年3月の閣議決定を受け、平成25年度に60歳で定年退職を迎える職員から退職共済年金の報酬比例部分の支給年齢が65歳に引き上げられることに伴い、雇用と年金の接続性を図るため、希望する職員の再任用の条例化を提案しています。

退職共済年金の報酬比例部分の支給年齢引き上げに伴う処置は、既に国家公務員で実施され、民間大企業でも多くの企業で取り入れられつつあり、町職員に対する条例制定の必要性は十分に理解をしております。

しかし、社会全般、またこの太子町内を考えると、民間企業で働く多くの人たちは60歳で退職後はわずかな年金で低所得のまま、これまでの仕事と異なる苛酷な仕事や非正規雇用、アルバイトなど、不安定な雇用で暮らしを支えているのが現実であります。

もともと、国は働く人々の退職後の雇用や仕事の平等性を確保するため、公務員法の改正に準じた法体制の整備を図る責任があります。

町職員の再任用に当たり、勤務条件、給与等は在職中に準じて決定され、これらに要する費用は当然ながら町民の税金から充てられます。

採決に当たり、多くの町民の気持ちを考えると、もろ手を挙げて賛成できない複雑な気持ちであります。

先ほど、総務常任委員会の服部委員長から再任用が多数の賛成でされたことの報告がございました。また、任命権者町長が再任に当

たり、職員に公務員として自覚を再度確認し、住民の福祉向上に貢献することとありましたが、これは公務員として当然のことです。

定年まで勤めた方々は、職務的にも地位的にもこれまで町の行政を動かしてきた人たちであります。公務員として仕事に勤めてきた人たちがどこまで住民の立場に立って頑張っていく人たちが何人おられるのか、これも不安でございます。

国や自治体は退職後の暮らしを身内だけの安定を考えるのではなく、国民、町民が平等に安定できるような施策や対策を図るべきと考えております。

また、再任用により、若い人たちの採用や将来の人材育成に支障が出ないように対策をとることも重要であります。

また、町は町内の中小零細企業に対し、非正規雇用など不安定な雇用状態や低賃金の解消、退職後の雇用推進などの対策を求めて、指導やそういった必要な支援を行うことも大切であります。

以上の理由により、苦渋の選択ですが、現時点では条例制定に賛成することはできません。反対討論とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても、委員会等の中でも言ってきましたが、この条例について国の閣議決定があり、また近隣自治体の動向も含めて今回上程という形になったということも総務委員会でも聞いてまいりました。その委員会でも言ってきましたが、年金を支えてる若い世代の雇用が安定していない中で、公務員の退職後の雇用の安定とかという関係のことについては、民間では人材面でも安定を図るために導入したほうがいいと思いますが、この太子町ではやはり違うと思いま

す。

本会議の中でも言ってきました。私一般質問したときも、何回もくだいようですが話しました。一般質問でも答弁でも総務部長の態度、反対方向向いて答弁していただく、そういった極めて失礼な態度。私本当に総務部長2人ほど今変わられてみてきましたが、そんな方一人もおられません。部長職、答弁される方のそんな態度1つも見たことがない。こういった中で、こういった条例が上程されてくる。本当にどうなんかなとこれ僕思うんや。副町長も答弁されました。機嫌が悪いから、そんなときはしょうがなかったんですみたいな言い方。機嫌が悪かったら、僕も後ろ向いてしゃべるんやろか。そんな人おらへん。今の話でもこっち向いて話しするんやろか。考えられへん。また、こういった方が今回この再任用の枠に入ってくるという形の中、個人的な話をしているのかどうかわからへん。でも、このタイミングでこんな話が出てきて、手挙げたったら再任用するんですよみたいなことになってくると、僕こんな方が将来出てくることもなきにしもあらずやと。これええんかな。だから、実際こんな方僕要らないでね。入られて残られたら、どないしようかなとごっつい不安な気持ちになるんです。言葉悪いですが、百害あって一利なしです。やっぱりこの中でもあります。条件の中にいろいろと再任用行方の場合の規定というんですか、そういったこともいろいろあります。そんなことはええんやけど、やっぱり朝からすれ違っても挨拶もできひん方がこういった枠にも入られて、これ民間でも通用せえへんで。

この間もパナソニックに関しての従業員に対する大量リストラの話もあります。直近では、日本たばこ産業、50歳以上の方1万5,000人対象で首切られます。皆さん50代で首切られる時代に、60歳から65歳までそういった年金の支給がないから再雇用するんですわということ。やっぱり逆に言うたら、その5年間民間に行ってくださいと、その厳しさ

はわかります。ほんま、通用しませんよ、こんな民間では。60歳から65歳まで無年金が発生するから、こういったこと、国の動向もあるからと。僕、太子町にふさわしくない。そういったそうではない職員の方々には大変失礼です。でも中にそういった方もおるということについては、雇う側についても、手挙げられたら仕方ないんですというようなことになってくると、僕本当に心配です。本当にこういったことは、企業ではそういった技術の習得についてもいろいろと伝承せなあかるところがあるから、こういう再雇用の話あります。でも、この太子町については、特に対応していかないということが非常に心配ですので、反対討論とします。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第58号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第59号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第60号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 7 議案第 6 1 号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 6 4 号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 6 5 号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 0 議案第 6 6 号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第 7、議案第61号長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、議案第66号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長中薮清志議員。

○中薮清志議員 委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件。議案番号、議案第61号。付託年月日、平成25年12月10日。件名、長期継続契約を締結することができる契約に関する

条例の一部を改正する条例の制定について。
審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

審査年月日。平成25年12月13日（金）午前10時から午前11時2分。

審査経過及び結果。

審査経過。

ＬＥＤ化にして、10年リースとするメリットはとの質疑に、リース契約としない現行方法では、10年間で灯具の取りかえに2,100万円、電気代2,200万円、修繕料200万円、合計4,500万円かかるが、ＬＥＤ化することで電気代700万円、修繕料を含めたリース代1,400万円、合計2,100万円となり経費削減が見込める。また、年間の電気代相当額がリース代相当額となり、10年間維持管理費用も含めて予算を平準化するというメリットがあるとの答弁があった。

耐久時間の積算根拠はとの質疑に、耐用年数は国土交通省のＬＥＤ道路トンネル照明導入ガイドラインの案に明記されているとの答弁があった。

審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件。議案番号、議案第64号。付託年月日、平成25年12月10日。件名、太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

審査年月日。平成25年12月13日（金）午前10時から午前11時2分。

審査経過及び結果。

審査経過。

消費税法等の改正による条例改正だが、懸念することはとの質疑に、料金システム変更がまだ準備中であるとの答弁があった。

他の市町の対応はとの質疑に、太子町と同じ表記方法のほかに消費税8%と明記してい

る市町、「内税方式」から「外税方式」に変更する市町があるとの答弁があった。

審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件。議案番号、議案第65号。付託年月日、平成25年12月10日。件名、太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

審査年月日。平成25年12月13日（金）午前10時から午前11時2分。

審査経過及び結果。

審査経過。

議案第64号と同じく消費税法等の改正によるものと説明を受けた。

審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件。議案番号、議案第66号。付託年月日、平成25年12月10日。件名、太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

審査年月日。平成25年12月13日（金）午前10時から午前11時2分。

審査経過及び結果。

審査経過。

消費税法等の改正により、100分の105と税率を表記した形から根拠規定を引用する形へと変更することが主な改正内容であるとの説明を受けた。

審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（橋本恭子） 以上で経済建設常任委員会委員長中薮清志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって、1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第61号長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第64号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 太子町下水道条例の一部改正する条例の制定について、消費税増税法の一部改定による消費税率改定に関連し、平成26年4月1日以降に適用される下水道使用料の消費税率等にかかわる経過措置を規定する

条例に関し、反対の討論を行います。

消費税増税は自民、公明、民主の3党合意に基づき、先の閣議決定により平成26年4月1日から8%、27年には10%と段階的に引き上げられることになっております。

このため、条例の改正が行われるのも理解しておりますが、これ以上町民に対する税の負担はいかがなものかと考えざるを得ません。私たちは消費税増税の決定を踏まえ、その撤回、増税中止を求めて、中小業者、消費者団体が一体となって、自民党、民主党の地元選出の国会議員らに要請行動など続けており、最後まで諦めずに頑張っております。

日本共産党は政府に対し、消費税を増税しなくても財源が確保できるという提言を行ってまいっております。その内容は、大企業の優遇是正の訂正、大金持ちや株主など、富裕層への応分の税負担により約8兆円、軍事費の削減や国民の税金から支払われている政党助成金の廃止など無駄を省くことで約3兆円、合計で11兆円から14兆円の財源が確保できます。

内需の拡大を図る政策により、景気回復も可能となる経済政策の提言であります。この提言をもとに、消費税増税の即時撤廃、増税の中止を国会内外に呼びかけているところであります。

状況は若干異なりますが、1948年、昭和23年の芦田内閣で史上初めて大型間接税を導入しましたが、激しい反対運動により1年4カ月で廃止しております。また、1978年、昭和53年大平内閣が2度にわたり大型間接税、一般消費税の導入を閣議決定いたしました。が、反対運動が広がり、導入を断念、1987年、昭和62年、中曽根内閣は売上税率5%の単一税を国会に提案いたしました。が、これも国民の激しい運動によって廃案となった事例がございます。

私は日本共産党の議員として、最後の最後まで消費税増税廃止、実施の中止を求めて、諦めずに運動を行う意向であります。

太子町下水道条例の一部改正は、町民の新

たな負担増につながり、認めることができません。ここに明確に反対の意思を表明いたします。

以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論終わります。

これから議案第64号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第65号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 先ほどの太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、同様の理由について、私は反対といたします。

以上です。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第66号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 先ほど太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定の反対の討論に次いで、この条例も反対をさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可

決されました。

~~~~~

**日程第 1 1 議案第 6 7 号 平成 2 5 年  
度兵庫県太子町一般会計補  
正予算（第 4 号）**

○議長（橋本恭子） 日程第11、議案第67号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第67号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、債務負担行為の補正でございます。

新庁舎建設事業としまして、平成25年度一般会計予算で29億6,750万円の債務負担行為を計上して実施設計を進める中、消費税の増税決定やアベノミクスによる国の設計労務単価の改定、東日本大震災後の建設物価の上昇など、社会経済の情勢が急激に変化し、全国各地でこれが原因と見られる公共事業での入札不調や入札参加辞退などが相次いでいます。

実施設計におきましても、設計内容を精査してコスト縮減に取り組んでまいりましたが、当初の予算を超える情勢の変化によりまして、事業予算を再検討し、債務負担行為の限度額について4億9,750万円追加し、総額を34億6,500万円とするとともに、債務負担行為の期間を1年間延長し、平成27年度までとするものでございます。

詳細につきましては副町長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第67号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

まず、国土交通省が本年3月29日に決定し

ました平成25年度公共工事設計労務単価につきまして、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底などを適切に反映させるために、平成24年度の単価に比べて平均で約15%、大幅に引き上げられました。

地方公共団体にも適切な運用が求められ、本町におきましても技能労働者の労働条件向上の促進のため、新労務単価による実施設計の積算を行ったところでございます。

次に、景気回復施策としての安倍内閣の経済政策、アベノミクスによる物価上昇により、労務費が高騰、建築経費が上昇し、特に型枠工事単価や鉄筋工事単価が大幅に上昇しております。また、建設業界の人手不足等人件費の上昇が続き、建設会社が低価格での入札を敬遠し、公共事業での入札不調も多く発生している現状でございます。

このたびの増額につきましては、社会的、市場経済的な影響によることが大きく、消費税の8%への増税決定や国の設計労務単価の約15%の引き上げ、円安等による建設資材等の高騰によるものが主な要因でございます。

また、コスト削減のため、建築及び設備工事では各種仕上げや仕様見直しを行っておりますが、設備面では長寿命化や空調効率からの設備仕様の見直しや必要な設備の追加などにより増額となっております。

実施設計におきましても、設計内容を精査してコスト縮減に取り組んでまいりましたが、当初の予想を超える情勢の変化によりまして事業予算を再検討し、債務負担限度額を4億9,750万円追加し、総額を34億6,500万円とするものでございます。

公示価格につきましては、景気回復施策などにより建設市場が過剰供給傾向にあり、経済動向や人件費高騰、職人不足などの社会現象とあわせて低価格での入札は期待できないと予測しておりますが、入札不調が起きないように、近隣動向も見きわめながら内容の精査を行っております。

また、発注工期につきましても、工事内容

と入札手続期間の見直しにより、発注時期は平成26年3月とし、建設業界の人手不足などの状況を考慮して、当初15カ月を予定しておりました工期を16カ月に延長いたしております。

したがいまして、竣工は平成27年7月となりますので、債務負担行為の期間を1年間延長し、平成27年度までとするものでございます。

最後に、新庁舎建設の方針であります「人がつどう、まちをめぐる、太子がつながる」を基本コンセプトに、単なる庁舎建設ではなく、住民の皆さんが主役の施設として、今後も住民の方々の御意見をお聞きしながら、事業を進めてまいります。

住民が主役であるを基本に、みずからが考えて使ってもらえるように、人が集う施設を目指しながら、その期待に沿えるよう、できる限り各機能をコンパクトにまとめながら事業を進めていきたいと考えております。

心の豊かさを感じてもらえるようなサービスを新庁舎で提供できるよう、ソフト的なところに今後は重点を置きながら、取り組んでまいります。

以上で平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 先日の特別委員会等々でも丁寧な御説明があって、今も参考資料に基づいて、副町長のほうから今回の大幅増額の理由が説明されたわけですけども、理由のほうはただいまの説明で私なりには十分理解できたかなとは思っております。

それは、理由的にはそれで納得もできるんですけども、今回のこの補正に当たっての質疑として、仮にこの補正がここにいらっしや

る議員の皆様方もまだ今この瞬間にも悩んでらっしゃる方も大勢いるかと察します。そういったことから踏まえて、仮にこの補正が賛成少数になってしまった場合、このあとの流れとか新庁舎建設に及ぼすデメリットというんですか、そういった形でどのような影響が出るっていうふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） はっきり申し上げまして、賛成少数というようなことは考えていないんですが、議員各位の良識を信じているところでございます。

あえてデメリットということをおっしゃいますと、限度額が変更できないという状況でございますので、そうすると29億6,750万円で入札を執行することになりますので、消費税及び労務単価アップ分などを含んで実施設計額を限度枠内に入れる必要がございます。そのためには、一部別途工事として単年度で予算化し、別途発注とする必要が出てきます。その場合には、工事の共通仮設工事などのゼネコンとの総合調整や設計書の分離、また工事諸経費の増大、社会資本整備総合交付金というものを現在考えておりますので、そういったところの交付金の調整や入札事務などを期間と事務調整の負担といいますか、非常にかかるのではないかなというようなことが考えられますし、また、日経の紙面報道でもありますように、来年度以降も5%から7%の建築コストの上昇は続くというふうに予想されております。さらに工事費が増える可能性がございますので、議員各位の御協力を賜りたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ただいま仮の話でお聞きしたんですけども、やはり新聞等々で拝見しておっても、先ほど日経のほうで来年以降も5%、7%のアップが続く見込みだというふうな記事、ほかの記事でいくと10%も上がる

というふうな記事もあったかと思います。そういったことも踏まえて、判断の材料にしていいただければと思います。

あと、仮に新庁舎建設が遅れるとなった場合、それにあわせて今まで取り組むっていうふうにされてきておった高度情報化計画、これも場合によっては、中身的には町民の方々の本当に大事なデータをクラウド化するという事業であるとか、自動交付機の設置であるとか、その他もろもろ高度情報化計画の中に入ってたと思うんですけども、そういったものも、こういった住民サービスに係るものも、新庁舎建設が遅れることによって先送りになっていくのかなというふうに私的には判断せざるを得ないんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ソフト的なところでの影響ということでございますが、全体的に建物がやはり遅れることになれば、そういったところも支障が出るのではないかと。具体的にクラウドとかそういったところまでどのように入っていくかということまでは想定はしておりませんが、影響は出てくるというふうに思われます。

先ほど諸経費が高くなるというようなことは申し上げましたが、もっと別の観点からいいますと、やはり工事監理や事務管理が複雑化する可能性も十分ございますので、特に瑕疵の検証や担保責任の絡みもございまして、やはり分けてというよりは一本するのが望ましいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 先般12月10日の新庁舎建設調査特別委員会において説明がございました建築工事の仕様変更におきまして、コスト削減する中においても、ただいま副町長が言われましたんですが、新庁舎の基本コンセプトの「太子のわ、人がつどう、まちをめぐる、太子がつながる」にふさわしいものでなけれ

ばならないと私も思っております。

昨年に示された新庁舎建設基本設計案の概要で、町民の皆さん方は新庁舎をこれに基づいてイメージしていることでしょう。それにつきまして、このたびのコスト削減に係る変更におきまして、大きく変わるような変更になることはないでしょうか。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 住民の皆様方には基本設計ができた段階でイメージ図で実は御説明申し上げているところでございます。ほとんどイメージ図でございますので、どのようにイメージとして捉えておられるかということももちろんございますが、大幅なといいますか、そういったいわゆる仕上げの材料を経費削減のために変えることによってイメージが大きく崩れることはない、私は信じております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 今副町長がお話しされた、これですね。遠目から申しわけないです。これこのように太子町新庁舎建設基本設計案概要として町民の方々に配られたものと。これそれぞれについて、ある程度広場とかゾーンとかについては内容が書き込まれております。こういうようなことも十分に踏まえ、また今副町長がお話しされましたように町民の意見をよく聞き吸い上げながらやっていただきたい。私はそのように再度申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

森田眞一議員。

○森田眞一議員 立ってかいね。

委員会でも説明を受けたわけですけども、債務負担行為、基本設計の段階では前回29億6,750万円まで限度額を認めようということで、そこで来たわけですけども、普通これだけ今副町長が説明なさったような理由、わからんことないです。どこのメディアとかそういうものを聞きまして、現在建設

費が非常に高騰していったということは理解をするところであります。

けれども、その中でこの約5億円、限度額を増額するという段階で、それまでにいろいろと中身を検討されてようになってきたんだろうと思う、一気にぼんとなったわけじゃないんだろうと思うんです。

そしたら、その段階でなぜこの今まで目標としてきた29億6,750万円、これに近づけようと、できるだけ増額を抑えようと努力するのがこりゃ当たり前だろうというふうに私は思います。それで、その努力された結果が5億円増なのか、この辺がちょっと私合点がいかないところがありますので、普通なれば、設計を見直してでも限度額の中で何とかと、やむを得ん、例えば消費税3%上がる、これはもうやむを得んかというふうには思いますが、それでも、それをも含めてもこの限度額の中で何とか抑えたいなというふうに努力するのが当然だろうと思うんですけど、どういうふうな努力をなさってきたのか、ちょっともう少し詳しく説明をお願いしたい。

もちろん、これがこうなりまして、これがこうなりました。この工事費、こういう工事がこうなりまして、総額でこれだけというようなことは特別委員会のほうでも資料を示していただきましてございました。ところがあは、なかなか専門的なところがございまして、ただ増額になるような説明ばかりになっておりましたけど、ここでこういうふうな努力をしたんだ、しかしこれだけやむを得ず増額をお願いするんだということを町民にわかるように、できるだけ理解できるような説明をできれば、この本会議でお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 森田議員がおっしゃる29億6,750万円ということでの債務負担行為のいわゆる限度額設定をお願いしました。それはいわゆる本年度の予算でございますが、基本設計ができた後の平成24年10月の単

価設定ということでございますので、今現時点で平成25年10月で実施設計の絡みでの労務単価等、いろんな意味で金額が上がっているというところでの総額では、消費税と人材不足とそれから建築資材の高騰という、これはこの3点ということが一番大きいと思います。

建築資材の高騰につきましても、御案内のように平成24年10月時点でございましたら、実は円高で七十七、八円ぐらいのときでございました。平成25年10月で大体、100円弱、今現在は104円と、きょうのテレビでは104円というようなことも言うておりました。そのような円安の副作用みたいなもので物価は上がっているというふうに私ども把握いたしております。いわゆるガソリンとか重油も含めて全部上がってきてる状態、鉄鋼も特にそうなんです。そういうようなところから建築資材は上がっていると、これは皆さん御案内のとおりでございますし、労務単価につきましては、平成25年4月から国交省のほうで15%上げなさいとか、そういうような指導もございましたので、間違いなく上がっております。

しかし、そういうことをした中でも、今現在議員がおっしゃったように、ニュース等も十分出ておりますが、秋田市役所とか横浜のほうの区役所関係とかがやはり不調というようなこともいろいろ起きております。それは今言いました社会情勢がそうなっている状況であるということを特に御認識いただきたいと言ったら口幅ったいんですが、お願いしたいというふうに思います。

具体的にコスト削減では、そしたらどういうことを考えていったんだというようなことの御質問だと思います。

そういう意味では、コスト削減項目で特別委員会の中でも個別で少し申し上げておりますが、防災広場の屋根の軒裏の仕上げ変更ということで、実は具体的に申し上げますと、金属板からセメント板に変えることによつての削減、それから外壁使用の変更をれんがとか塗装仕上げの箇所の見直しを行っております。

す。それから、デッキ材料の見直しにつきましても自然木から人工木、そういったことを見直しも図っておりますし、無停電電源装置については、これは中止したところでございます。それから、太陽光発電の関係もパネルの出力変更を行いまして、150枚を予定しておりましたのを120枚程度に縮減したところでございます。

それから、これも特別委員会でもたしか課長のほうが申し上げたと思うんですが、避雷針を上げるという準備をしておったんですが、20メートル以上は必ず上げないといけないんですが、今度の建物はたしか16メートル前後と聞いてますので、避雷針も中止というようなこととか、あるいは自家発電設備の容量を500キロVAから300キロVAにすることによっての軽減を図っているところでございます。

ただ、そういった削減は個々あるんですが、設計仕様ももちろんございますが、それを上回る建築資材、人件費等が上がっているのが現状だというふうに私は考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 今おっしゃっていただいたの、前回の特別委員会等でも御説明をいただきまして、その影響額で4,550万円、総額にしてまたプラスになったんやということ。このプラスになったのは、今言われたアベノミクスとかいろんな材料の上がりとかということで、ぶっこみでそうなったんですという説明だったんですか、差し引き。

でも、まだもっとできないか。例えば、屋上緑化、あれなんかでもまちづくりの集いなんかでも、こんな必要かなというようなこともお聞きしておりますので、もっともっと努力して削れるところは削れるんじゃないかと思います。決して町民はぜいたくなもんを望んだるわけでもありません。できるだけ始末して、太子町にふさわしいというたら外観だけやなんかじゃない、大きさもありますし、そういうようなものもありますから、そ

ういうことをもっと真剣ゆうか、もっと抑えるんだと、そういう本当に死に物狂いの削減を考えていただきたいというように思います。そういうことも努力していただくということを強く要望いたします。

それから、今近隣でもこの合併後、それぞれ庁舎が狭くなって庁舎の建てかえをされているようなところがちょいちょいあるように聞きます。そういうところの状況もよく調べていただいて、本当にこの限度額を出さなならんもんか、限度額はこれで認めてするとされても、仮にですよ、これから採決されるんだと思いますけど、決してこの限度額を最高まで使えるんだというような意識を持ってもらっては困る。できるだけ始末をしていただいて、そしてもし落札価格が基本設計で前回の80%、それぐらいを見ているんだと、これは見てるんですけど、予想ですけども。それでもし落ちるようなことがあるんだしたら、もうそれが価格であって、それから以上は絶対増額補正なんかはいたしませんと、これぐらいの強い意志を持って臨んでいただきたいというふうに私は思います。

いかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず最初に、屋上緑化の絡みでございしますが、これもちょっと私余り細かいので申し上げなかったんですが、屋上緑化については地被類等、本当に普通屋上緑化といえはすごいような、イメージ的に昔のことを考えられると思いますが、そういったことではなくて、本当に経費を削減していくということで、これについても削減項目で取り組んでいるところでございます。

それから、大きさ等も言われましたが、これについても基本計画、実施設計と入っておったんですが、過大な大きさではないというふうに私どもは実は考えております。

基本構想、古い話で申しわけないんですが、たしか平成15年度だったと思うんですけど、そのときには議員の皆さんも20人という想定もしておったんですが、約8,000平米と



というような構想も出ておりましたが、基本計画の中で7,000平米というのが、それも地域交流センターを含んで、地域交流センターが約1,000平米、6,000平米の議会棟も含めた行政棟ができるというようなことになっておりましたので、それをもとにして基本設計、実施設計と入っておりますので、その大きさ等についてはこのまま、今の設計がずっと続いておる状態でございますので、建物的なものについてはそういった形で行かざるを得ない。

ただ、先ほど言われた始末せい、簡単に言うとか削減をもっとしろというような御指示でございますので、そういったものについてはまだ精査する時間もございますので、十分削減に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（橋本恭子）** ほかに質疑ありませんか。

井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 失礼します。

先ほど森田議員のほうからもありましたけれども、当初の予算29億6,750万円の際にもこの事業費にインフレ等による資材の値上げ等予想されるリスクも十分に考えた上で限度額を想定されたんだということをずっと聞いてまいりました。にもかかわらず、今回この補正、4億9,750万円という相当な金額が上がっておりまして、何でこんなにもという思いがあります。

先ほど来より提案理由とか補正の理由を聞いてきたわけですが、そういう社会情勢、また消費税についてはまだ理解ができるところでありますが、今回新庁舎建設のほうでもある程度は聞いてるんですけども、建設資材の高騰ということが上がっております。私たち主婦にとってはなかなかそういう建築現場のことはよくわからないので、もう少し具体的にこの新庁舎建設により使う主な資材についてどれぐらい上がっているのか、具体例を挙げて説明をしていただきたいと思います。

それと、設備の追加が今回かなり上がっております。この関係で、基本設計から実施設計へと行く中で新たに出てきたんかなってちょっと疑問に思った分があるんです。基本設計といわれるものは、大体網羅されて、余り実施設計を行ったあとでもそう変わってこない部分ではないかと思ってたんですけども、その部分がかかなりあったので、これは基本設計の中にもう漏れていたものを追加として上がってきたのか、提案の中にも長寿命化ということがありますけど、こういう絡みで何か追加をしなければならないことがあったのか、そういうことについての説明もお願いいたします。

もし、仮にこの4億9,750万円を追加した場合の今後の持続可能な返済計画について、財源等の考え方、これもお聞きしたいと思います。当初の予算のほうでは、あすかホール、福祉会館、エコロ、斎場とか、それぞれの起債が減っていくので、返済はその時点では約1億1,000万円という金額が出ておりましたが、今回これをするによって本当に持続可能な、家と言えばローンが先々20年間にわたって本当に払っていただけるのか、そういうことも心配になってきますので、その考え方もあわせてお答えください。

**○議長（橋本恭子）** 副町長。

**○副町長（八幡儀則）** 基本設計の段階である程度もう想定できていたのではないかなというような御趣旨ももちろんございますが、先ほども言いましたように、平成24年10月のいわゆる単価と建築資材だけじゃなくて労務単価も含めて、平成25年10月現在では非常に上がっている。先ほど申し上げましたが、円安の副作用といいますか、非常に大きいと思います。やはり材料、いわゆる鉄鉱石の関係とかセメント等もそうだと思います。そういう意味で、それからガソリン関係が円安によって非常に厳しい状態になっている。今円安で本当に優位に立っているのは、観光旅行でこちらへ来ていただく感じの観光関係と輸出産業というようなことになってるような状況

でございます。建築資材はやはり日本は資源の余りない国でございますので、輸入に頼るところについての材料費が全て円安の副作用として出ているのではないかというふうに思います。

そういった意味での建築資材の高騰は具体的にそれではどれだけかということになりますと、それは私どもそこまでは把握いたしてません。どれぐらいの鉄骨が要って、どれぐらいのコンクリートが要るというようなところまでは把握いたしておりませんので申し上げられませんが、概略的にはそういったところでの建築資材の高騰があるということでございます。

それから、設備の追加のことでございますが、例えば備蓄倉庫内にいわゆる電灯のコンセントなんかしれとうことなんですけど、コンセントなんかも増やしてるんです。これは、やはり倉庫ということで余り考えていなかったところもあってそういったこととか、あるいは空調、そこで作業ということも当然考えられます。備蓄倉庫として実は考えておりますので、そういった備蓄倉庫のところで作業もやっていくということになればやはり空調等も要るのではないかというようなことでの空調、そして2階部分でございますので、いわゆる昇降機、簡単な昇降機でございますが、そういったものはもちろん基本設計の中で当然見通すべきだという考え方もございますが、いろんなところを視察に行き、いろんな状況を見ることによって、こういったことがやはり必要であるということを後で手戻りのないようにやはりしていくという必要もあるのではないかとこのところでの取り入れたところもでございます。

それから、長寿命化のところでおっしゃいましたが、旧排水設備関係ではいわゆる給水管、管材の延長とか、管材自体を塩ビ管からいわゆる鋼管というものに変えております。これはやはり長期に長寿命化ということを考えていく必要があるというようなことと耐震性等踏まえて、そういったところの変更もし

ているのは事実でございます。

それから、財源につきましては財政課長のほうから詳しく申し上げますが、先ほどいいましたあすかホール等保健福祉会館、斎場入れますとちょうど払い終わるのが1.43億円、いわゆる1億4,300万円弱が今度うちが庁舎建設で起債を借上げたときに平成30年度から発生いたします。そういったときに、それが特別委員会でも申し上げましたが、1.4億円ということでございます。20億5,000万円を起債発行した場合に1年に1.4億円、そういう意味では今出ている状況の中ではないけるのではないかというふうに考えております。

この財政計画については、ちょっと財政課長のほうからもう一度申し上げます。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（堀 恭一） 今回の限度額の増額に伴いまして、当然起債の発行額も当初は16億円程度を予定しておりましたがけれども20.5億円程度の起債の発行をしようと。それから、基金等につきましても若干増やしてその財源に充てようということで、資金計画を立てております。

それにつきましては、今現在25年度の当初予算を見ていただいてもわかるんですけども、大体10億円程度の元利償還金を毎年払っております。それがクリーンセンターの償還が終わったり、あと文化会館の償還が終わったりということで、26年度、27年度につきましては9億円程度になり、1億円程度減っております。今回の庁舎建設に絡む起債の発行については当然元利償還が増えてきますので、その分につきましてはシミュレーション等行いまして、大体一番発行が高くなるころを見ても大体年間で11億円程度の償還で終わる。今の24年度に比べても1億円程度の増額で抑えられているという状況でございます。これにつきましては、当然他の事業もございしますので、一般公共事業等を中断することができませんので、それらも含めまして財政シミュレーションをしております。

ただし、現実的には財政指数等の財政状況

は若干悪くなりますけれども、いわゆる赤字の団体になるとか、または財政再建の団体になるようなことは決してございませんので、実質公債費率につきましても、最高に上がっても私どもの試算では15%ほどになるだろうと、いわゆるイエローカードというのが出るのが25%ですので、十分に耐え得るだけの財政力はあると思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今答弁をお伺いしまして、持続可能な返済計画ということでの答弁がありましたので、ローンについては先々のことも見越してやっていけるのかなということは若干理解はいたしました。

しかし、設備の追加についてはやはり基本設計の中になくなって、後々いろいろ見ているうちにさまざまな追加が出てきたということでもあります。私もやはり主婦の立場としては、もっともっと節約できるところはなかったのかなって思います。例えば名前の通ってるメーカー品は高いけれども、そうでないものは安いっていう、同等品であってもそういうことが一般の買い物でもありますので、そういうところもしっかりと対策を練りながら、本当にもっともっと安くできないかなってというのが私たち町民の思いでありますので、そういう点も踏まえて今後さらに見積もられていく見直しやいろいろされていくと思うんですけども、そういうことを念頭に置いてしていただきたいと思います。

そして、やはり住民の方に対して一度は基本設計の段階では説明をしておりますが、今回こういうことになってきた場合に十分な説明をする機会を持ってほしいと思いますが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 住民の皆さんへの説明ということでございますが、もちろん説明については十分していかなければならないと考えているところでございまして、期間の変更、限度額の変更については、議決いただい

た状態の中でまた町広報でもホームページ等にも掲載し、そういったことはしていきたいと思っておりますし、また各校区の自治会長、各種団体の役員さんが集まる会が年明け早々にもございますので、そういったところには町長から直接御説明も申し上げて理解を求めていきたいというふうに考えております。

後々のこの締結をした後、やはりまちづくりの集いによって住民の皆様には直接御説明といいますか説明責任を果たしていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

森田眞一議員。

○森田眞一議員 言えんかもわからんけど、正直言うて落札率いうたら、どれぐらい見てんですか。

35億円の限度額を設けて35億円使うというような、100%の落札率を見ておられるんだったら、町民に今まで言うてきたことから、この建物が10億円上がる。24億円から34億円まで。実際どれぐらいを見られて、これぐらいでせめておさまるやろうというふうに思われてるんですか。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） どれぐらいでおさまるかということは、これもうはっきり言ってわかりません。

ただ、前に御説明申し上げましたように、平成24年10月ごろといいますか、10月、それ以前の話では、大体近隣を調べた中では75から85ぐらいのところではおさまったような感じもいたします。

したがいまして、説明の中でも8割というようなことを言ってましたが、今時点での状況を見ますと、冒頭も申し上げましたが、秋田市役所でも3回目で落札したんかもしれませんが、2回を不調になったというように聞いておりますし、横浜の区役所の関係でもやはり不調ということが続いております。そう

いうことを考えると、やはり私どもが想像してるよりまだきつい状態ではないかというふうに思いますので、私が申し上げられるのは75%以上100%までの間でおさまるのではないかと、これしか言える状況ではないというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（橋本恭子）** ほかに質疑ありませんか。

吉田日出夫議員。

**○吉田日出夫議員** この5億円の債務負担行為について、いろいろと議員のほうから質問がされておるんですけども、先ほど副町長も言われましたけども、住民主役の施設であるということで力入れておっしゃっておるんですけども、その中でせんだっての説明会では、住民に対しての説明会は入札後という形を、ある議員の方も力を入れて、とにかく説明会をやらなければならないということをおっしゃっておったんですけども。先ほど議員もいろいろ同じことを言ってるんですけども、やはり本当に太子の住民が幸せになるのに、こんだけの予算を投入して今庁舎をやるべきかどうかという形。この間も一般質問で出ておりましたけども、ほかの事業でやらなければならないことがたくさんありました。それに対して、例えば雨水幹線もそうですが、明確な計画、回答もないのに、ここになぜこれだけ力入れてやられるんかという形を私は不思議に思います。それに対してお答え願いたいのと。

先ほども言ってますように、とにかく住民にはこの入札の前に必ず説明会を、これいろんなところでの各校区、役員の集まる場所、こんなところいいですよ。一般住民に対してきちっと納得のいく説明をしてもらいたいという形を確認させてもらいたいんですけども、いかがなものでしょうか。

**○議長（橋本恭子）** 副町長。

**○副町長（八幡儀則）** まず、初めの住民が主役という表現の中でございますが、今までのもちろん庁舎とは全然違うということは御

存じのように、地域交流センターという交流拠点を庁舎とつなげて、そしてまして補助をいただきながらつくっていくというような考えでございます。町役場が遠い存在ではなく、住民の皆さん方々が来られてそこで集うような、そういう施設をイメージいたしております。

何回も総務部長のほうからも説明しておりますが、文化の拠点と歴史拠点と交流拠点ということでの3本柱の中で国交省との話の中で社会資本整備総合交付金というものをいただきながらしていくことにしておりますので、住民の皆さん方のための施設というものを別につくり上げるような形になっておりますので、十分住民の皆さん方が主役になれるような使い方ができるのではないかと思いますし、ソフト面でのそういった運営関係も今後十分煮詰めていかなければならないと思っております。

今やるべきかどうかというような疑問のようにおっしゃいますが、この庁舎は、これは御案内のように、耐震性ははっきり申し上げて、主塔のほうでございますが、ございません。多分地震が今起きれば、被害者はたくさん出るだろうと、そのような防災拠点としての庁舎をやはりつくるとことは、これは大事なことでございますし、住民情報が潰れてしまうというようなことであれば困ると、そういった意味ではやはりもう今やるべきというよりは、そういったもので平成22年度ごろからずっと進めていることでございますので、今やるということは、やらなければいけないというふうに捉まえております。

それから、説明責任の話でございますが、先ほども申し上げましたように、きょう議決いただきましたら、やはりホームページ、それから町広報でそういったことは住民の皆さんにはお知らせもしていきますし、それから各種団体の方々が集まる機会、そういったところにはあらゆる機会を捕まえて説明はさせていただきます。

ただ、先ほどおっしゃった議会の議決の前

にどうだというようなことでございますが、これは議会の議決をいただいた後にこう決まりましたということでの私どもは説明を十分住民の皆様にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 まず、1点目の交流広場という住民の集う形での住民主役ということで、これはもう副町長がおっしゃらなくても我々も前から何度もお聞きしてるんでよく理解しております。ただ、私が申し上げたいのは、交流広場だけではなくて、議場もそうだし、新しくなる全てがやっぱり住民にとって大事な施設と私は考えた上で物を言いました。トータル的にやっぱりそういうことを考えた上でのお考えを出してもらいたいということを思ったのでございます。

それと、広報とかなんとかという形のこれから知らしめるということなんですけども、本来ならばもっと早くに、わからなかった点もあるんかわからないですけども、知らしめてもらいたいというのと、それと今の5億円ということが出ておりますけども、本当に5億円でおさまるかどうかということを私は思うんです。庁舎を建設するということは私も本当にやっていただきたいという考えは、これは変わりございません。ただ、額が本当にここまで考えた上で、というのは前からも申し上げるとるように棟が3棟、こういう形が本当に住民は幸せと、いいと言ってるのかというたら、そうじゃないんです。そこら辺を含めて、やっぱり根本的に見直した形での庁舎建設という形を私は望んでおるんですけど、住民も同じ考えでおると私は日ごろから聞いておりますんで。そういう点でお考えをまた聞かせてもらいたいです。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず、交流拠点の絡みでございますが、もちろん地域交流センターだけではなくて、議会棟についてもそういう住民の皆さん方にお使いいただくような形

で、あいてるときにはそういったことも考えておるのはもちろん御案内のとおりでございます。そういう意味で新しい交流拠点としての庁舎ということを目指していきたいと考えております。

それから、説明のことについては、早くということを再度おっしゃいましたが、先ほど答弁したとおりでございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それから、3棟のことにつきましても、これもプロポーザルをして、たしかお盆に集まったと思うんですが、方向性を決め、基本計画、基本設計、実施設計と至って、ここに至っておりますので、3棟ということでももちろん準備をいたしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

5億円のアップ分についてのいろんな意味での説明につきましては、森田議員とか井村議員のところでの御説明ということでお願いしたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 これは要望になるんかもわかりませんけども、とにかくこんだけの予算以内で、今これ出てる35億円やったら35億円、これ以上のことは40億円というのが出てくるんですけども、40億円以内に絶対やるんだという形の姿勢で取り組んでいただくことを望むんですけども、町長としてはその点についてどのようなお考えでしょうか。お聞かせいただけましたらありがたいです。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） 先ほどからそれぞれの議員さんの意見を聞かせていただいております。そこら辺のところは十分気をつけ、今後の執行をしていきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 先の12月10日の庁舎建設特別委員会のほうでも申し上げた部分もあるん

ですが、その場でも申しましたように、ここでも聞かせていただくかもしれないということをおっしゃいましたが、幾つかお尋ねします。

私を含め数名の議員が一般質問、12月6日金曜日の日に庁舎に関連して質問をしていました。その後、その席では一切おっしゃらなかったことを、役場があいているのはその後は9日の月曜日にあいております。そして、10日の日に別のことをおっしゃいました。一般質問においては、返済は1億1,000万円であると。役場1日開庁日を挟んで、その後には1億4,000万円であるというふうにおっしゃいました。

非常にショックを受けました。特別委員会でも申しましたように、私はなかなか難しいんであろうなということは、それはそのときも申しましたように、腹の中では思ってる部分があります。ですから、それを否定はしませんけれども、しかしながら、一般質問が終わったらすぐにこういうことをおっしゃる。わからなかったとそれまでおっしゃるわけですが、実際問題は坂本設計と数カ月にわたりいろんなことを協議してきておられるはずで。その中でいろいろ協議をして、もう上がりそうであるということは当局がわかっているはずがないんです。それなのに、数字としてわからなかったとか言われるわけですが、1日あけたら数字がそんなに変わることがわかるんですか。

先ほど、言葉尻を捉えるのではないんですが、副町長が議員の良識でとかそういうことをおっしゃったんですが、町側の良識はどうなってるんですか。一般質問でさせていたでいるんですよ。1日あけてその後に違うことをおっしゃるんですよ。私たちは、一般質問で質問できる回数とここでは、例えば私この当局が納得いく御答弁をしてくださらなかったとしても3回しか質問できないんです。質問の機会を奪っておられるんですか。当局に真摯な態度をお願いしたいと私は思っております。

まず、時系列的には総務部長のほうから先の特別委員会においてこのような説明がありました。実施設計の完了が11月末日であると。坂本設計から街づくり課へ納品があったと。12月6日金曜日の事前通告を受けて答弁書を作成する段階では間に合わなかったという説明がありました。12月6日の一般質問のときに、事業費がアップしそうであるので債務負担行為の補正をお願いしたいとか、そういうことが言えなかったんでしょうか。

もう一度、役場開庁日が1日だけあいてると、そちらの言うことをそのまま信じれば、土曜日、日曜日、月曜日の3日間で書類を含めて全ての事柄を作成してつくり上げたということになります。私たち特別委員会で配付された資料は、いつの時点で役場の総務部長なり副町長なり町長はごらんになりましたか。その点については、それぞれ3名おられますから、それぞれ3名、いつの時点でこの表をごらんになったかをお答えください。

2点目ですけれども、入札の時期が当初の本年11月から12月から、来年1月から2月に延びた理由、先ほど来述べられてる部分もあるんですけども、入札不調を恐れていろいろ考え直したとかこういういろいろ言われてるんですが、延びた理由をもう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

それから、私質問回数が3回しかできませんので、よろしくお答えください。

次、3点目行きますけれども、債務負担行為が5億円増える案を議会に12月10日に知らせる前に、自治会関係者で知っていたということをおっしゃった人がいます。これが事実なのかどうなのかを、これは確認させていただきたいという趣旨でありますので、町長、副町長、総務部長、財政課長は議会の特別委員会で12月10日に話すより前にこのことをほかの方に話したことがおありか、それともこの情報は事実でないかということを確認したいのでお尋ねをしておりますので、町長、副町長、総務部長、財政課長、順番にこれについても答えていただきたいと思います。

次でございますけれども、先ほど太子がつながるということを言われてるわけですが、また住民が主役という言葉が言われてるわけですが、いつ太子がつながるようにしようと、住民あるいは議会に説明、先ほど来議員から出ておりますのは、住民の方にいつつながるために説明をしようとされるんですか。1月か2月に入札をするということは、それまでにいつ聞かれるんですか。そして、先ほど副町長はまだ時間があるので、精査する時間もあるので、精査してやっていきたいとおっしゃいましたが、1月か2月に入札するのに、これまで数カ月にわたり坂本設計といろいろとやってきてこういう状況であるのに、その1月、2月までにどのように精査をして、先ほど来議員から出てくることに答えるべく精査をされるんですか。その具体的な進め方についてお答えください。それができないのに言われてたら、口先だけで言われていることになります。

それから、次の点ですが、円安の影響で資材が上がったりしてるということを言われています。細かなパーセントとかは結構でございますけれども円安になれば、といいますのは、私はこの庁舎の材料になるもののどれぐらいのものが外国から来てるのかというものがわからないものですから、例えば半分ぐらいという言い方でも結構ですし、3分の1ぐらいという言い方でも結構です。大ざっぱな言い方で結構ですので、別に何%とか金額が何ぼとか、そういうことまでおっしゃってくださいと言ってるつもりじゃないんですが、円安の影響によって資材は大体どれぐらいの全体の建物の割合が、もちろんそれは間接的な影響もありますから、一概に言えないのはもちろんわかるんですけれども、海外から来てるものがこういうのがあって高くなるんやと言うのを御説明いただきたい。円安のために資材が上がってるって言われてるわけですから。

私3回しか聞けないので、今お聞きした点、メモしていただいていると思いますが、よ

ろしく御答弁をお願いします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず、一般質問のこととございますが、12月6日に答弁させていただきます。

これにつきましては、やはり今一般質問の中では現状の予算の中での質問というような考え方もございます。それと、やはりあやふやな金額で説明できない状況もございますので、現状の中で答弁させていただいたところでございます。

それと、答弁の中身では、やはり現状物価が上がってるというようなことは、非常に厳しい状況ということをソフトに申し上げていたつもりでございます。

それから、1月、2月ごろと言うとったのは、3月というようなこともおっしゃってるんですが、これについてもやはり御案内のように、いわゆる公共工事というのは年度末に不思議と非常に人手が要るような状況になってます。そういう意味では、例えば3月に議会の議決ということであれば準備工だけに済みますので、そして27年7月ということになれば、本来一番初めは27年3月末ということにしましたので、そこで完成に向かって人手がだっとう要るようになるわけです。それをずらすことによって、いわゆる業者のほうもとやすい状況になるのではないかと。この工期の見直しということも、いろんな意味でこのほうが安くなるといいますか、業界のほうもやはりやりやすいだろうというようなことも考えた中での工期を変更しております。これは、国交省のほうも今全国的に不調が出ておりますので、工期の見直しということは項目の中に実は入っております。そこまでは後で知ったんですが、そういう意味で少しずらした状態の16カ月という工期をとらせていただいたところでございまして。

それと、質問の絡みで特別委員会での資料のこととございますが、提出する前の日に私どもはその打ち合わせをして十分説明できるようにということで目を通したところでござ

います。土日に資料作成というものはつくっていただいております。

（服部千秋議員「全員が。4名全員がということですか」の声あり）

全員そういう状況でございます。

それから、住民がつながるといふところのこのコンセプトのところなんですね。いわゆる基本計画、プロポーザルの中から、そんなんわかつとと言われるかもしれませんが、歴史交流拠点、それから文化の拠点、地域の交流拠点という捉まえ方をして、その中で国交省の補助をもらうためにそういうようなことも考えた中でございます。そして、地域交流ということでございますので、そこでつながる住民の皆様方が主役になっていただくといひますか、そしてその使い方については住民の皆様方がみずから考えていただくということも必要ではないかというふうに思っております。

それから、円安での材料がどれくらいといったら、ちょっとパーセンテージについては私わかりませんが、先ほど申し上げましたように、例えばガソリンでも私も実は入れますが、ちょうど1年前と今であれば、前は110円前後だったと思うんですけど、今は150円前後になってます。それだけ上がってるから、やはり重機を動かすいろんな意味で重油も含めて、そういったものが上がってる状況もござひます。

それから、建設資材、僕円安の副作用だけを申し上げましたが、これはそれだけじゃなくて、やはり東京五輪ということでの東京への、今でも早やオリンピックのための工事をしている状態でも不調が出てるといふふうに聞いてますので、やはり人の取り合い、物の取り合いといひますか、そういった状況が今全国各地で起こっているのが現状であると思ひます。

きのうかおとついでしたか、テレビでもその状況のことをちょっと放送しておりましたが、そのような状況で太子町の庁舎でどれぐらいの材料で、適当でいいっておっしゃった

んですけどそこまではちょっと、どれぐらいのパーセンテージでそれが入ってるかということについては、私はわかりません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） まだ答弁が……

（服部千秋議員「まだ残ってますよ」の声あり）

入札時期と債務負担行為について、誰か議員が知ってたかということと、進め方。

（副町長八幡儀則「進め方ね」の声あり）

（服部千秋議員「休憩して」の声あり）

○議長（橋本恭子） 進め方やね。

（「休憩してください」の声あり）

休憩ですか。

（「続けて答えたら」の声あり）

副町長、言えますか。

○副町長（八幡儀則） 精査する進め方ともう一つ何言うたかいな。

○議長（橋本恭子） 休憩する。

（「自治会関係者にそういう情報が、うそかどうかわからないので、4人それぞれに答えて下さい。言ったことがあるかないか」の声あり）

（副町長八幡儀則「わかりました」の声あり）

副町長。

○副町長（八幡儀則） 5億円が、債務負担行為の限度額を上げたいといふようなことは、ほかの住民の方々に申し上げてことはないといふふうに思ひます。

それから、精査するといふ表現の中での進め方ということでございますが、まだやはり額をくくるのにも、まだまだ精査したほうがいいといふような判断の中で、これから精査したい、できるだけ縮減に努めたいといふ趣旨でございます。

以上でございます。

（服部千秋議員「入札までに手順説明してっていふこと聞ひてる。時間がなから」の声あり）



（「入札のやり方もわかってへんから  
……完全にこの金額……」の声あり）

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午前11時58分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（香田大然） 債務負担行為の5億円という話は、私は外部には出しておりません。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（堀 恭一） 財政課長としても、内部で聞いた話は外部へも出しません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） 私もそういったことは出しておりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） それでよろしいですか。

副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほどからも申し上げているとおり、やはり時間の許すところでは精査したいということでございます。

以上でございます。

（服部千秋議員「議長、ちょっと休憩してください」の声あり）

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後0時00分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（八幡儀則） 今も設計の中の中身をチェックしてる状態でございますので、その中でやはりこれはというところについては精査して、縮減に努めたいという意味でございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 時間的に非常に短い時間で

ございます。これまで結構な時間をかけてされてきたことを、この入札をやろうというまでに限られた時間の中で、そら全くなさらないとは思いません、そこまでおっしゃってるんですから。今までできてないものを、この短い時間にどのようにして本当にやってんかなど。それでやるとおっしゃってるから手順はどうなんですかって聞いたわけです。

先ほど森田議員もおっしゃったけれども、このもともと29億円幾ら、約30億円であれば、それにあわせていろいろ精査しながらやってというふうに本来ならばなるべきかとは思いますが、増えてるものは結構これありまして、減ってるものはちょびつとあるんですけれども、こういうずっと流れを経てきた中で、今こういう意見が議員から出たら精査して、まだ時間がちょっとありますからおっしゃるけれども、ですからどのような手順でしてんですかってお聞きしたんです。具体的にあるからそう答えとってんでしょう。なくて、精査しますっておっしゃるでしたら、本当にできるのかなど。ここでそのようにお答えになっても、本当にできるのかなと思うので、お尋ねをしたんです。

町民の声を聞くとか町民につながるとか、こうおっしゃるけれども、議決が終わったら町当局は町民に対して説明するときには議会の議決を経ましたと、こう説明されるわけでしょう。そしたら、もう議会の了解を得てこうこうやと、議会の了解を得てるんやと。それで、その後町民の意見を聞いて何か縮減しようとか、どのようにしてできるんですか。まず時間的にも僕は無理だと思います。ですから、そういう無理なことをおっしゃるので、どのような手順で精査をされるんですかってお尋ねしているので、これぐらいの期間があって、これぐらいの期間でどのような手順でしょうと思ってるということが、先ほど精査すると言われたんだから、その手順を答えていただきたいと質問させていただいております。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 11月末で完成といいますか、坂本さんから受領したというようなお話も先ほどしたところでございますが、そしてそのチェックと入札準備のために1月の上旬ごろまではそういった作業を行いますので、チェックの中でそういったことが出ればというように考えております。

そして、町長のほうからも申し上げましたように、3月初旬に入札ということにしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

（服部千秋議員「町民の意見は聞くんですか、聞かないんですか、その間」の声あり）

（「その話をしとんねんやろ。ちゃんと答えてもらわな」の声あり）

○議長（橋本恭子） 当局。

（服部千秋議員「町民の意見はその間にお聞きになられるんですか。それともそのままお聞きにならないんですか」の声あり）

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） これは説明責任の中で申し上げた答弁のとおりでございますが、住民の皆さん方には先ほど来申し上げてますとおり、できるだけ早い時期に議会の議決をいただいた後にしていきたいというふうに考えているところでございます。

（服部千秋議員「入札後ですか」の声あり）

入札後です。

（服部千秋議員「入札後……」の声あり）

それ、そういうふうに言うたったんやったら、マイク通して言うてくれたたら、私も言います。

（服部千秋議員「そういうことずっと聞いているのに、僕……」の声あり）

そうですか。はいはいわかりました。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 入札後議決をいただ

いた後に、住民の皆様方にはまちづくりの集いを通して説明責任を果たしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後0時05分）

（再開 午後1時13分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 町長にお伺いしたいんですけれども、まず金額が5億円増えるということに関してなんですが、長い目で見るとそんなに感じられないのかもしれないんですけれども、今の太子町でいくとこの5億円という金額は僕個人的にはすごく大きな金額だと思うんですが、その5億円という金額に対してどう感じられているのかという点を1つお伺いしたいんです。

あと、先ほども議員のほうから質問というか意見がありましたが、工事をするに当たって、その後工事の中で追加工事が出たりして補正予算を組むことがあるかと思うんですが、今までの工事の中でも急に工事費用に対しても結構大きな金額の補正が出てきたりすることも過去あったと思うんですが、今回に関しましても、削減している分に関してはあるんですけれども、今後そういう補正予算を削減、今回ここで減らしてもあとで補正予算組んだらええわなっていうような考えでおられるのではないかというふうに少し感じるところもあるんですが、そこのお考えがないかどうかというのもう1点。

それと、先ほど説明の中で償還金の説明があったんですが、斎場やあすかホール等々の償還が終わったとしても修繕にお金、年数がたっているのかかってくると思うんですが、その辺もそこで起債が発生するかどうかわかりませんが、起債だけの話ではなくそういう金額、修繕料とかのことも考えて

の償還金の話になっているのかを答弁願います。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） 5億円の金額のことでありますが、もう御存じのように大切な町民の税金でありますので、確かに数字や言葉では5億円、5億円と言ってますが、今回実施しようとする新庁舎建設から考えますと、相当な額だということは認識しております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 工事費の追加ということでの御質問でございますが、今回坂本設計さんは非常に細かく設計されてるというふうに聞いております。もちろんよりよいものをするためにある程度の現場でのやり直しといたしますか、そういうような補正が伴う場合が出てくるかもしれませんが、今までのとは違って補正的には少ないのではないかというふうには私は考えております。

それから、償還金につきましては財政課長のほうから答弁をさせます。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（堀 恭一） 先ほど御質問をいただきました修理もいろんな施設の修繕等も含めて今計画を立てているのかという御質問でございましたけれども、それにつきましては当然今現在の中でわかる範囲内、実施計画の中に含まれてる範囲は全て網羅して、先ほどシミュレーションとしてお示しさせていただいた部分でございます。

ただし、当然大きな施設、例えば文化会館にしる、そういうところにおいては延命策をとっていただくことを前提としております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 新庁舎建設の債務負担行為について、先ほどから5億円に対する議員のかなりのそういった質問がございます。そういった中でじっと考えておりますと、この庁

舎建設、当初予定がずれこんだという中で消費税増税に対することが起きた関係上、そういった金額が増加しなくてはいけないという問題が大きいと思うんです。

そういう中で、当初から我々は坂本設計事務所に対して、かなり当局に対して追求をしております。なぜかというのは、坂本設計事務所、先ほど副町長が言われたところはかなりそういう技術面とかいろんな面でよくやられるということで設計の入札で落とされたわけなんですけど、スタッフが4名しかいないところに頼めば、必ずこれ予定どおり進まないというのが本音じゃないかと思うんです。これをお金を費やさせないためには、当局としては常に急がせるという、こういうこともやらなくては負担かかるということわかって、これをそのまま放って設計やる言いなりで待つとったということは、これ行政の職務怠慢になります、はっきり言うて。そういうことからすれば、この負担は当然遅れたことによって生じた問題であります。そこらの坂本設計の考えの中でやられるのか、意図として当局が待つとったのか、そういうところどうなのか、そこらちょっとお聞きしたいんです。お答えいただきます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 基本的には消費税については先ほど出てましたように日本共産党としては反対ということで、その影響は出るのもう私どもは仕方ないというふうに思っておりますけど、先ほどその坂本設計の4名だからというようなことでございますが、11月末を納期にしております、その期限に間に合うようには設計を終わっておりますので、何ら無理に遅らすとかじゃなくて、納期どおりに納まってるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 僕が先ほどお聞きしたいのは、消費税が増税されるということは、多分当局としては僕らの情報よりも早かったんで

はないかと思うんです。そういうことが、増税が発生すれば必ずこういった状況が起きるということはわかつたはずなんです。

ほんで、庁舎建設に当たって、第5次太子町総合計画の中の実施計画でもやっぱりこういう基本事務の庁舎改築事務内容として明らかにされてんです、計画が。それが、僕が見た範囲では若干遅れたのではないかなと。早いこと建設の入札が起これば、この消費税増税に対してそういった支障が起きなかったのではないかなということに対して、ちょっと質問したわけなんです。そこらちょっとお聞きいたします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 消費税の絡みでございますが、これは26年9月末までに契約しておれば前の5%のままでということは、これは私ども把握いたしておりましたが、こういったことが出てきたのは、もちろん契約して納期が11月末ということで契約した後の情報でございますので、今議員がおっしゃるようなことについては私どももわからなかったと。26年4月から消費税が確実に上がるというのがわかったのは、いつの時点かちょっと忘れましたが、仮にわかった時点であっても26年9月末までに契約しなければならないというところでは、それを急がすというような状況は、2カ月を短縮してそれをさせることはなかなか困難であったということは間違いないところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 済いません。さっきの質問と重複、ちょっと聞いてなかったもんで申しわけないです。昼から病院が休診になって、薬もらいに行けないんです。誰の責任や言うて、ほんまに。

この午前中から皆さんの質疑を聞いておりますと、大変熱の入った方と、それから無難な話をされる方いろいろですが、全てなるほ

どという質疑と思われます。

私も特別委員会で何点か質問しましたがども、やはり私どもにとっては非常に今回のこの議案が都合が悪い時期に出されたということ、やはりきれいな形では一度入札をしていただいて、その結果をもって次に運んでいただけてくれるほうが本来の姿であるべきだと思います。過去の太子町発注の工事の中においても、何回もあったことです。議員さんの中にも、きょうのこの議案を可決するものと想定をして質疑をされている方もおられるし、当局は幾ら言っても今の姿勢を変えないという状況です。

落札率の話も出ましたが、答弁は副町長より75%から100%の間としか返答のしようがないというのもよくわかります。しかし、私は必ず100%に近い落札であろうと推測いたします。ならば、追加金額内でできるだけ小さい増額で済ますように努力をしてくれと言われた話も先ほどありましたが、先ほど来まだ時間があり精査すると言われているのですから、ここで1点お尋ねをしますが、追加工事はないのか。例えば、最終的に数百万円単位の変更はあると、これは了解はできます。しかし、1,000万円単位でコースがぼんぼんと増えるというのは、それは今ないと断言をしてほしい。

それと、そう言っても先ほど来名前が出ております坂本設計、設計業者に対しても変更が生じると思われますけども、この設計業者さんの契約内容、たしか基本設計、実施設計、それから監理ですか。多分ここで金額がはね上がることで、この坂本さんのところの契約金額も当然増額されてくるだろうと思われれますけども、今この設計業者に対する想定される金額。

それと、町長、副町長はこの設計士さんと会われたことはあるんですか。もし会われたというなら、どこで会われたのか。

この斑鳩小学校の体育館の工事から参入されて以来、不思議とこの業者さんと長い付き合いが続いとるわけです。ならば、これだけ

大きな変更も生じているのですから、担当者はこの設計業者とどこで打ち合わせをされているのか。

以上、お尋ねします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 入札時期が都合悪いという、端的に言えばそういう確におっしゃるとおりに消費税の増税によって私どもも苦慮しているところでございます。そのニュース聞いたときに、いろいろ内閣府のほうでも意見が分かれて、1%ずつという人もおりや、やはり26年4月から3%と言う人、結局その人の意見が通って現在に至ってるわけですが、やはり税というものは少ないほうがいいので、初めは1%という主張されてる方が通ればいいなというようなことを私も思っていたところでございます。

そういう意味では、時期的には確かに消費税の増税ということ、それから時期が悪いというのは、先ほど来出てますように、アベノミクスの関係での需要と供給とのバランスの関係で非常に厳しい状況が出てくるというのは間違いのないところでございます。

それから、入札して金額的に数百万円やったらいいんだけど、数千万円といいますが、そういうようなことになれば、それは断じないというようなこと言えということでございますが、清原議員も重々御承知のように、やはりどれだけ細かく設計で見積もっていても、やっぱり現場での不都合というのは出てきます。その場合で、もちろん減の場合もありますし増の場合もございます。その金額がどれぐらいになるかということについては、私も一言で申し上げることはできませんが、ただ清原議員がおっしゃるように、数百万円程度には抑えるような努力は絶対しなければいけないということは肝に銘じておきます。

それから、坂本設計さんとは斑鳩小学校の体育館からでございますから、もちろん体育館でもお会いしましたし、役場のほうで、私の部屋にも何回も来ていただいたこともございますし、何回もお会いしてます。

それから、どこで打ち合わせしてるんだというような御質問もありました、職員担当が、それは全て役場へ来ていただいたときに、月1回のペースで打ち合わせをいたしておりました。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） 私にもお尋ねがあったと思いますが、昨年8月にプロポーザルが終わった後一度お会いし、それからまちづくりの集いの時期、すなわち基本設計ができた時分ではなかったかなと思いますが、そのまちづくりの集いが終わったときにお会いし、それから本年は夏ごろだと思いますが、私自身が今大体どれぐらい進んでいるのかなというふうな感触をつかみたいのでお会い、計3回全て役場でお会いしました。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

（清原良典議員「設計士の設計金額の増減されるであろう、質疑しましたね」の声あり）

副町長。

○副町長（八幡儀則） 工事の監理料の絡みでございしますか。

（清原良典議員「ううん、だから…」の声あり）

工事監理料につきましては……

（清原良典議員「実施設計……は変わらへんねんやろ、額は」の声あり）

工事監理料につきましては、たしか説明したと思うんですけど、床面積で積算ということになってますので、金額等が変わっても変わらないというふうに思っておりますけど。

（清原良典議員「副町長、じいと後ろで、堂本部長わしの目見ようけど、間違えないんか。今もうこれ通ってますよ」の声あり）

○議長（橋本恭子） 再度されますか。

清原良典議員。

○清原良典議員 副町長、変わらへんだろうと言われたけど、変わらんようにしてくださ

い。

我々の経験から言ったら、最終的に工事金額が増えたら、それに比例して大体経費増えよったから、土木の考え方でいけばとてつもないような増え方になると思うんやけど、その辺が私心配なんです。だから、今うかつに断言に近いような返答されたから、そのように我々は受けとめます。

それから、月1回のペースで打ち合わせは役場でされよるということをお聞きしましたが、普通幾ら太子町内の業者であっても、太子町内の業者やからかもわからんけど、町長、副町長に部屋まで行って挨拶するような業者おりまへんで。そんなもんは超えてはならん線を越えた挨拶や思います。3回や何回や言われたけど。思いませんか。どこの業者が仕事とりましたんやというて、町長よろしくお願いします、副町長よろしくお願ひしますというてわざわざ行きますか。それら含めて、本当に最初からこの設計業者さんにはいろいろとちょっと問題がある業者とは言いません。この業者を選ぶことに問題があって、いろいろとありましたやん。だから、その業者さんと今からまた長いつき合いをしていく。だから、本当につき合いはよう考えてもろて、自重してもろて、その辺は今ここに座っておられる方だけやなしに、帰られたら当然きちっと下の人にも伝えていただくようお願いをしときたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 業者といたしますか、そういう設計される方あるいは建築、土木についても、そんなに頻繁にあってるわけでもないです。ただ、表敬訪問的に来られたときには、仕事があればもちろんお断りしますが、お会いしている状況でございます。

それから床面積によって工事監理費というのは、たしかそういうふう私記憶しているんですが、この件については本当に今もちょっと見てるんですけどちょっと出てこないで、不確かなことで申しわけありませんが、

私はそのように考えておりました。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほど来からいろいろと議員御質問されて、御答弁も先ほどから重々聞いておりまして、本当に特に肝心なところについては何か明確な答えがもらえてない状況があって、何をどう聞いていくかなと思ったりするんですけど、先ほどからほかの議員も言われてました一番最初から副町長が良識ある議員という話があって、採決していただけるみたいな物の言い方もされてました。最初からこの庁舎の建設については、私ども反対の立場とってますから、それが良識がないんでしょうね、私。

やっぱり5億円という金をすっとうちしてくる。先の一般質問終わってからのそういった債務負担行為の話、新庁舎建設委員会の中でも話がありました。何かやっぱり議会軽視をされてる、今までこう如実にあらわれてるんや。簡単にこう認めてもらえるんやというように、何か先ほど一番最初に副町長言われたこの良識のあるという、そんな誘導するようなこと言われる。こういった補正予算の提案理由の説明の中でも、こういったこといろいろとこの消費税のこととか労務単価の改定とか、本当に抽象的なことしか考えてないと。人件費については1億2,000万円、消費税については1億1,000万円、給排水工事、空調については8,750万円といろいろ、長寿命化計画とか仕様変更もろもろ、マイナス面もあった。でも、最終的には4億5,000万円という増額になって、約5億円のお金。これについても入札前に町民にどうかという話をしてくれという話になると入札後からという話で、副町長言われる住民が主人公であるとか、何か住民が主体であるとか意見、もう先ほどされてました。何か住民が言うたこと取り入れたことあるんかな。議会側の議員の要望したこともどれが入ったんやろうと、今までいろいろと本会議の中でも話を

してきたと思います。でも、何が入ったのかなど。最終的には、いやプロポーザルやったから、これに決まったんですよという話。住民が求めとうことがどこまで入っとなの。最終的には、いやプロポーザルや、決まったんです、全然これ決まったからしょうがないんですと。

細かいこと、先ほども設備の仕様変更、これどんなことやっていう細かいこと聞いても、やはり副町長の声からは詳しいことわからんと。最終的にも何ぼかかるかわからへんと。何を質疑したらええんかな思うて。私、ずっと皆のこと聞いて、最後に話しようと思とったんですけど、最終的にはこれはやっぱり金額わからんと。今までもそういった建設工事、学校の改修工事とか大体1億四、五千万円の工事でも、大体追加工事1,000万円、1割ないんかなと。今回の場合はこれ1割来るとしても、3億5,000万円ぐらい来るんかなと。

今現在でも土地代に5億円、これ債務負担行為オーケーになれば40億円、新庁舎の南側、工事してます、正建設が落札したもの。これについても8,600万円、これもう40億円超えとうやんかと。これ目に見えとんです。それでもこれ町民サイドの意見を聞いてから入札にしたらどないやと言うたら、いやいや入札してから町民の声を受け付けると。そんなことができるんかな。

先ほど来も坂本設計の話もされてました。斑鳩小学校の体育館の工事もやられて、そこで実績をつくられたかどうかわかりません。その際も、こんな体育館つくっていただいてありがとうございます、感謝状みたいなものを、何で仕事したほうが感謝されるんやろと。仕事くれたほうがありがとうございますっていうんやけど、受けたほうがありがとうございますって感謝状、金払うほうが言うんかなと。やっぱり民間わかってないんかなと。本当にこれやらんほうがいいです。

消費税が上がるから先やってしまうと。僕、どこでも言いますけど、人手が足りん、

資材が高騰する中つくれば、当然株価と一緒に、高い株買うとそれによってきて株価つり上がりますから。何でそうやって、相場でもあれやけど、高騰しとうときに買えば買うほど高値で行くのに、何で今するんやろうと。

委員会でも言いました、今すぐ消費税が上がる中、やるメリットはあるんかと。いやいや10%になってしまうから、延ばせば延ばすほど損ですよ。僕、新庁舎建てないほうがメリットあると思うんです。こうやってすぐに、一般的に考えて5億円という金になるけど、簡単にこの5億円を出してくるということが。先ほども、もっと最初にわかつたんやろみたいな話もありました。

どれどれがこれ質問になるかわかりません、私。議員が今まで質問してきたことに対しても明確に答える分と、答えてほしい分は答えてくれない、抽象的なことは言われる。

先ほども財政課長が財政面はどうなんと言われたときに、いや償還金がどうやとか起債があつてどうのこうの、償還するのが終わってくるから、財政状況はそんなに悪くないんで払っていきます、これ当然です。その財政状況がええと、今までその29億円何がしてこう進んできたものが、財政状況鑑みてやってきたことが、何でここに来て5億円増えるんやろ。そこまで考えるのが財政の話ちゃうんかなと。増えたからしょうないんです、借金します、これ誰でもするん違うかな。

この最終的に増えたお金が4億5,000万円ですか、残り9,250万円という額が出てきます。この残り分についてもこれどう考えられとんのか。ちょっと抽象的な質問になりますけど、お答え願えますか。

○議長（橋本恭子） 井川議員、もう少し具体的に。抽象過ぎて、ちょっと……。

○井川芳昭議員 これ1回目やで。

だから、具体的に皆さん聞いてってやけど、多分同じ答弁やと思うんや。私も、だから具体的に聞きたいんです。でもやっぱり先ほどから聞いてると、具体例が全然見えへ

ん。だから、具体的にちょっと言いましょ。

この5億円、本当にこれでええんやと思ってお考えになってるのか。

それと、民意は必ず得られるんやと、当然入札前ですよ、これは。つながるまちとかつどうまち、声高らかに言われてます。でも、その採決をしてから民意聞くんやと。意味がわからへん、僕。僕はその良識がないですから仕方ないんかもわかりません。僕は人の話をあっち向いて話しする人じゃないですから、フェイス・ツー・フェイスでやりますから、僕は。

それと、財政の面についても財政課長言われてた、この5億円は財政面でちゃんとやってたから、何で増えたんやと。最初から29億円で進んだのに、急に5億円も増やすような計画にまで見てなかったのかな。借金するのは簡単ですよ、何でも、車買うんでも家買うんでも。所得があれば買えるんですから。これは税金なんです。その辺の話も重ねてお願いしたいのと、先ほどのこの追加工事の残り9,250万円というのもどう考えられとんのか、お尋ねします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 約5億円については、先ほど来御説明を申し上げてましたし、特別委員会でも申し上げましたので、御理解をお願いしたいと思います。

民意をとということでございますが、やはり設計、つくるまでに当たっていわゆる構想あるいは基本計画の中でお聞きしてきたところでございまして、いわゆる契約締結後にいろいろ住民の皆さん方には報告する説明責任はあるというふうに現在も考えております。

財政状況につきましては、財政課長のほうから申し上げたいと思います。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（堀 恭一） 財政担当として、常に財政状況は当然それぞれのそのときの状況状況に合わせて修正していかなければならないものだと思ってます。

最初に決めた財政計画どおりずっとやって

いくことは、はっきり言って社会情勢、また法、制度等のいろんなことがありますので、当然変更はしていくべきものだと思ってます。

我々財政担当としましては、それらの状況にあわせても、絶対住民等に迷惑はかけない財政状況になるように健全財政を堅持していくことが我々財政担当の仕事だと思ってますので、今回5億円増えたことについては非常に残念なことでございますけれども、それは消費税等もろもろの理由がございますので、それはやむを得ないことと思って、財政計画上は大丈夫と思ってます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 何でも言いますけど、よく若い人にも言うんです。ちまたでもこんな言葉あります、社会のせいにするなど。社会景気動向のせいにするなど。どんだけ自分が努力したかなんです。何でも若い人はすぐ社会状況のせいにするとか、努力が足りずに社会状況、社会状況、今財政課長言われたの全部社会状況です。社会状況がいろいろ変わるから、努力してもしょうがない。だから、そんなふう聞こえるんや。全部景気のせいにする。そういうことも判断しながら、今は手を出してもええもんかどうか、そういうことも考えてするのが財政違うんですか。いややろう思っとったけど、値段が上がったから5億円足すんですと、これ社会状況がもうそうなるからしょうがないと。私も、この庁舎、耐震もたない、建て直さなあかんのわかります。だから、いつも言います。規模の問題、額の問題、こんなに立派なもんが要るんかという問題、それと住民の意見が反映されてるんかという問題、ここだけなんです。あと、場所の問題。ずっと私言うてます。ほんまにここに建てることがええんか、ほんまにこんな規模のものを建てるものがええんか。余計に腹立つんです。景気が、社会がこういう状況やからしょうがないんやと。それでも努力していくということ、大人は言わなあかん。



社会のせいにするとか、景気のせいにするとか。今でもそうでしょ。働き口はあるけど、それは若いもんが仕事選んどんねやと。でも、若いやつは社会のせいにする。それがあるから困るんです。

いろいろと議員のことも聞いてきたり、私が言ったこと、また当局が返してきた答弁聞きまして、本当にやっぱりこれはあかんのやというようなこと。

それと、本当に確認しておきます。ちゃんとこれも今までずっと答えられてますけど、入札前にちゃんと住民のつどうまちとかつながらるまちとか言うんですから、きっと採決されると思います。わかりませんよ。でも、それぐらいは住民に対してやってもええんちゃうかなと思いますけど、それについてまた再度答弁お願いします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 一般的な社会のせいにすんなどというのは、もちろん十分承知いたしております。

しかし、本当に太子町だけでそうなってるわけじゃなくて、国内でそういう状況が起きているということは御承知の上でおっしゃるんで、なかなか私も反論というんですか、なかなか難しいんですけど。社会のせいにするつもりはございませんが、日本国内で現状の中で今の状況が出てくるということは御理解いただきたいと思います。

それから、規模とかその額のことにつきましては先ほど来説明しておりますし、基本設計の中からその辺がもう出てきておりますので、申し上げることはないと思っております。

場所性のことについても、前にもいろいろ出てます。ほんで、私も基本構想のときに6ポイントを実は候補に挙げた中で、例えば総合公園のはたとかそれから井川議員がおっしゃるあすかホールのところ、それから長井木材さんのところとか、いろんなところ挙げた中で、現在の新しい新庁舎用地でございます東芝跡地、東芝のところですよ。そういった6

点をいろんな評価を行って、あそこが一番庁舎としてふさわしいという判断をさせていたいたところでございます。

それから、説明のことにつきましては先ほど来から申し上げましたとおり、入札し議会の議決後にできるだけ早く、住民の皆様にはまちづくりの集いを開催し説明をしていきたいと、このように考えております。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず初めに、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 先ほどより一般会計の補正予算、新庁舎建設の債務負担行為の限度額の変更について議論が行われてきました。また、この定例会議において突如提案され、12月10日に町当局から説明がございました。

本日も各議員の質問に対する回答が当局からございましたが、いろいろ納得いかない点が多くある中で、反対の討論とさせていただきます。

新庁舎建設に当たり、平成25年度2月に配付された第5次太子町総合計画の実施計画、庁舎の建設に当たって、事業内容として庁舎、地域交流センター、広場整備工場がうたわれ、3カ年事業として土地の購入費として別に23億7,490万円が予算として計上されております。

本年3月定例議会においても、吉田議員の質問に対し、新年度予算として土地を含む29億6,750万円を計上、当局は説明の中で想定の予算であって、これは概算であるという回答をそのときに得ております。当初予算に比べ大幅に増加するもので、住民懇談会で行った説明とそういった内容的なものが相違する内容であり、納得できるものでないとい

うことで、私は反対を表明するわけでありまず。

今回新たに債務負担行為限度額の更新は、先ほどより言われております消費税、人件費、建設費などの高騰によるものと説明しておりますが、住民に対する説明が行われない状況の中で認めることはできません。

そもそも、平成25年から27年度にかけての第5次総合計画策定目的の中で、行政需要や国、県の施策の動向に対応しながら、本町の行政運営を具体化する短期的な計画であり、毎年度における予算編成及び事業事務実施の指針とするものとうたわれております。

こうまで建設予算が一転二転するのはなぜかということが疑問があるわけで、そういった中、消費税増税は先ほども私言いましたけど、1年前から想定できたはずであります。土地代金を含め、周辺道路の拡張整備の工事など、今回示された本体工事、実施設計による債務負担行為限度額変更予定を換算しますと40億円を超える。下手をすれば四十二、三億円の買い物になります。このような大幅な予算が必要となり、前回4校区ごとに行った説明会とは予算的に大きく異なることから、直ちに住民に対する報告と説明をすることは当局として当然のことです。

遠く離れたあの雪国の新潟県長岡市庁舎を参考にした設計家の坂本設計の誘導による建設ではないかと、このように私は思っております。太子町にふさわしい、無駄を省き、コンパクトな防災拠点、建設後も運営管理費が少なくて済む新庁舎建設を考えるべきであります。後々修理費等、運営管理に需要が作り出されるような、この時代に本当に時代遅れのやり方は通用しないことは明らかであります。

先ほどからあすかホール等など、いろいろな太子町の施設が償還し終わり、緩やかな財政によって、でも何とかそれは住民に対する負担がないという財政課長からの説明はいただいております。でも、新庁舎建設にお金がかかることを理由にして、福祉医療の改悪な

ど住民サービスの低下、それに伴う削減に結びつくおそれもあります。間違った方向で住民の暮らしを悪くすれば、4月からの消費税増税の深刻な影響も明白で、町の税収の増加も望めず、財政再建、健全化に問題を生じ、無理な建設予算を投じることによって、町民ととりわけ高齢者や子供たちに多くの負担を転嫁することは認められません。

何かが起こるかわからないこの不透明、不安定な社会状況にあって、住民の暮らしを考えると、絶対に無理をした建設をする必要がないことを私は表明します。

そういった中で、反対討論にかえさせていただきます。

**○議長（橋本恭子）** 次に、原案賛成の方の発言を許します。

首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** 議案第67号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算に賛成の立場で討論いたします。

住民の皆様、そしてここにいる誰もができるだけ安く、それでもいいものを建ててほしいというのが本音であろうと思います。そんな中、今回の債務負担行為の増額については、先日の新庁舎建設調査特別委員会における説明、また先ほどの提案理由説明や質疑に対する答弁等をお聞きし、労務単価の上昇、材料費の高騰、消費税アップなど、昨今の社会情勢を踏まえても、その理由は十分に理解できるものであります。

現に、今年の夏以降ぐらいから全国のとてところで新庁舎建設事業などの大型公共工事においても、労務単価の上昇、材料費の高騰、消費税アップという同じ理由で増額の補正がなされており、昨晚の時点でインターネットで新庁舎増額と検索してみました。したら、副町長も述べられた秋田市、愛知県半田市、山形県酒田市、広島県呉市、長野県小諸市、富山県射水市、栃木県佐野市などなど、数多くの自治体で増額補正の議案が出されております。その中には、入札不調が2度、3度も続き、工期スケジュールに狂いが

生じ、実施設計の見直しなどの時間がかかり、スケジュールが遅れることと比例するかのように予定価格から大幅な増額になってしまっている自治体も見受けられました。

こうした全国的な状況から冷静に判断しても、今回の太子町の債務負担行為の増額変更補正には納得せざるを得ません。しかも、今例に挙げた自治体のほとんどが15%前後の増額であることも事実でございます。自治体の賢明な判断の数値の計算であろうということが、ほかの自治体からもわかります。

ただし、こうした状況になることは何カ月も前から予想できたはずであり、先の一般質問や先月実施されたまちづくりの集いなどで、議会にも住民の皆様方にもある程度の説明はできたはずだと思います。それができていなかったことで、一般質問の答弁直後の補正提案に納得できない方がいらっしゃることも十分理解できるものであります。

しかしながら、約35億円の限度額で附属施設も含め、延べ約8,180平米の延べ床面積ですから、平米当たり42万3,600円となり、これまでの29億6,750万円の範囲内で今回の債務負担行為16.7%の増額分を補うには、単純計算で約1,100から1,200平米を削ることが必要で、単純に考えて地域交流センターを丸々なくすか、議会棟を1階建てにするとといったような大幅な設計の見直しになってしまうことになるんだと思います。そして、その実施設計見直しには数カ月を要するし、その数カ月の間にはさらなる材料費の高騰や労務単価のアップが見込まれ、今回の増額どころではなく、さらに約1億円から2億円近い金額に膨れ上がってしまう可能性があるかと試算できました。

本日議会が反対して工期を遅らせて、今回の提案以上に増額になること、プラスしてさきも言いました高度情報化計画で進めようとしているクラウド化であったり、住民サービスにかかわる自動交付機等々の事業も支障が出るということ、住民の皆さんが望まれるでしょうか。

町民の皆様の感覚からすると、今回の約5億円増額ということに対しては、分相応の予算で自分の家を建てる、リフォームする場合と比較しても非常に大きな負担だと思いますが、幸いなことに太子町は福祉会館やあすかホールなどの大型償還期限完了が近いという現状にあるわけですので、起債の償還については支障なく消化できるものと思われれます。

そういった総合的な判断のもと、先の一般質問でも提案させていただいたように、町民の皆様にも今の太子町が置かれている財政状況、また新庁舎のあり方を含めたライフサイクルコスト、ほかの公共施設のマネジメントについてきっちりと説明していただくこと、さらには冒頭で言いました住民の皆さんもここにいる誰もができるだけ安く、それでもいいものを建ててほしいという本音に基づき、建設完了までとまることなく常にコスト削減に知恵を絞っていただくとともに、今後設備費用が拡大するような事態が起こらないように強く要望して、私の賛成討論とさせていただきます。

**○議長（橋本恭子）** 次に、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

**○井川芳昭議員** 先ほど賛成討論されました。この程度の内容の答弁の中で賛成をされるって、僕よくわかりません。全国的な庁舎建設の話出されました。いろんなパーセンテージの話もされました。これ全国の話をしとんちゃうんです。太子町の話をしとんのです。うちの身の丈に合った庁舎建設するのかしないのか、こんだけの規模でする必要があんのか、その話をしよんや。全国的な話をしよん違う。それだけよくわかっておいてほしい。いろんなパーセンテージとかこんだけ資材高騰しとう中、全国的に建てられると。そんなこと何の関係もない。そんなことはうちが決めることや。

先ほど来も町長が入札してから町民と話する。このことにしても変わらへんのに、これどうやって賛成するん。誰が賛成するん。そ

りや、償還金皆借金払い終わってますからいいですよん。借金が終わったから建ててええん違うんや。そこらの支払いがもう終わりにかけてますから、次建てますねん。何でも建てたらええもん違う。使うたらええもんでもないんや。税金なんやろ。

賛成討論、全然響かへん。俺の声も響かへんやろうけど、副町長には。副町長もこの間も再任されて、僕もどうかなと思ったけど、やっぱり今もどうかなって思ってます。やっぱり風は変わらへんのやな。人が変わらな変わらへんねんやなど。こんなこと言い続けてもう7年も8年にもなるんかなと。僕だけ成長せえへんのかな。子供だけ大きくなるなと、そんなことばかり考えます。

本当に先ほども言いました新庁舎、一般質問から終わったらすぐに新庁舎委員会開かれて、これよしとわかつとうのに、もうわかってないかのように書類が間に合わへんかったとか、いろんなもんが間に合わへんかったから出せへんかったと。なんかもうつくられたこのスケジュールの中で行つとうと、そんなことも。その辺が、もう腹が立ってしょうがない。本当にこれみんな後悔します。実際どこまでかかるかわからんような庁舎。最後には、事務用品が入ってなかったんですと言いかねんでね。もう目に見えとう、忘れてましたとか。最後にカーテンが忘れてましたとか。もう小学校でもカーテンがなかったとか言うから、後から。この辺も採決されるという議員、よく考えてください。

よく考えてください。

(「誰に向いて言いよん」の声あり)

本当に。何が。

(「誰に向いて言いよんや」の声あり)

誰も見てへんがな。

(「後ろ向いて、誰向いて言いよんや」の声あり)

足元に物があるから言うてんねん。何を言うとなんや。まだ……。

○議長(橋本恭子) ちょっと井川議員、静

粛に。

○井川芳昭議員 人がしゃべつとんのに。自分で後ろで言うとしてくれ。

そういうことで、いろいろと私の反対意見、重々に議員各位にわかっていただけると思います。

以上、反対討論とします。

○議長(橋本恭子) それでは、次に原案賛成の方の発言を許します。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 賛成の立場から討論させていただきます。

いろいろ内容が盛り上がりまして実際よかったと思ってるんですけど、正直今回の議案が出てきたときに、特別委員会等で説明があったときに非常にびっくりしました。これは素直な考え方です。5億円の債務負担行為の増額ですから、当然驚くのは当たり前かなと。当然その中身の内容について説明があったわけです。当然、消費税の問題、あるいはおおよそ1年前安倍総理になって与党が政権交代したときから、将来的には消費税の問題をして景気回復、デフレ脱却を目指して、今の政権は進んで行きようわけです。ということは当然デフレ脱却は物価が上がるということで、当局としてもいろいろこれまでの間にお聞きしましたら、物の値段の上昇を常に推移を見ていると。最終的に幾らになるのかわかりませんが、世の中のそういう状況は見ているということで、当局も非常に関心を持って物価の動向を見られていたということは個人的にお聞きしております。

それから、そういう意味で今回外的な要因がほとんどなんですけれども、そういう人件費の分とか資材の高騰とかで上がっていくというのは1つの社会的要因で、これはいたし方ないかなと。その分当然削減すべきところは削減しながら新庁舎建設を進んでいこうということで、新庁舎特別委員会の前に町当局側として一応合意を見てこれで行こうということで特別委員会が開かれたんだと思われま

その辺で気になったのは返済計画、過去の本会議か決算委員会かどっかで忘れましたけども、公債費についてお聞きしたことがあって、新庁舎の建設が始まるけども、返済は大丈夫なんかと。その当時でもクリーンセンターとか筑紫の丘斎場とか、保健福祉会館とかあすかホールが徐々に徐々に公債費返済するんで、公債費が減っていくんで、その当初は大丈夫だというふうな返答を聞きましたし、今回の説明でもそういう返済計画があるということで、当初1億1,000万円、年平均ですけども、それが100%入札という結果になりますと、およそ1億4,000万円というふうな説明をお聞きしました。その辺でもう一度委員会終わった後、財政課長に相談して、これ大丈夫なんかなということできっちり説明を受けて、これ大丈夫なんですということをお聞きしました。

当然、今後の方向性といまして、新庁舎建設というのは進めるべきで、これはやっぱり新たな地域のまちおこしというたらあれですけども、新たなシンボルの要素が強くなると思いますんで、特に鶴地区周辺の地域活性化に1つつながるかなと考えております。

ところが、今からこれ遅れますと、さらに物価上昇、人件費の高騰並びにちょうど平成27年10月から10%消費税アップという話もありますし、延びれば延びるほどさらに経費は高くついてしまうという1つの懸念があります。

そういう意味で、それからもう一つ大きな懸念材料としては2020年の東京オリンピック開催です。当然2020年に向かっていろんな建物が建てられたりしながら物の値段というのはさらに上がっていく、あるいは物が少なくなっていくんですけども、そういう兼ね合いもあって、遅らせれば遅らせるほど非常に厳しい問題が出てくると。当然考えるには、東京オリンピック済まない、もし遅せた場合には2020年以降でないと、やっぱり本格的にはできないかなと私自身は考えてお

ります。そういう意味で、今がチャンスかなというふうに考えております。

そういう意味で、この前も財政課長とお話ししまして、財政は大丈夫なんかなというふうに、先ほど答弁がありましたとおり、公債費の負担比率は大丈夫だというふうに確信を持って言われましたし、太子町の財政状況として何ら他市町に劣るところのない、そういう未来の設計も言われました。そういう意味で、もしこれをもう一度新たなスタートしますと、もう一度規模を変えるというたら基本設計から実施設計からまたやり直ししながら、またすごいお金がかかってしまうと。なら、過去に払ったお金はどないになったんやと。当然無駄なわけですから。そういう意味で後戻りは当然できないというふうに承知しております。

そういう意味で、今回5億円という債務負担行為が増額されたわけですけども、それでもまだ太子町は大丈夫だというふうに考えておりますし、またもう一面から行きますと需要と供給のバランス等々、社会的なトータルで見ますと、現在公共事業というのはあらゆる面でストップされてきた厳しい状況であります。今後何らかの形で社会的にも公共事業を増やそうというふうな方向性に今向かっているところです。

そういう意味で、いわゆるサラリーマンとかそういう賃金の上昇が大企業中心ですけど見込まれますが、今後それが徐々に徐々に一般市民、町民にまで広がっていくということをやっぱり期待しているわけで、今回の新庁舎建設に関してはぜひとも進めていくべきだと。これがいろんな意味で社会的に大きな影響を与えるだろうと思いますんで、今回賛成の討論とさせていただきます。

**○議長（橋本恭子）** 次に、原案反対の方の発言を許します。

ありませんか。

服部千秋議員。

**○服部千秋議員** 私は当局の説明とか社会情勢とか、また今まで同僚議員がいろいろ言わ

れたことを理解全部できないというわけでももちろんございません。また、本町の財政が仮に1年間に1億1,000万円から1億4,000万円になったから、本町が倒れてしまうなんて、そういうようなことも私は全く思っておりません。

しかしながら、庁舎用地の取得も突如として議案が過去に出てきたように、今回も突如として債務負担行為約5億円のアップの議案が出てきました。一般質問の12月6日（金）には返す額が1億1,000万円、役場の開庁日1日をおいて12月10日（火）のときに1億4,000万円ということをおっしゃいました。

議員をばかにしてるということは、町民をばかにしていることです。当局の真摯な態度が見られません。

庁舎を建てることは、これまでの債務負担の限度内で一度入札を行うべきです。29億6,750万円の債務負担行為の中で、1年前には当局はこれを予算委員会等で説明があったときに、いやこれでは町民に説明するのが大変だと議員の中から意見が出、町民にも丁寧に説明をしていくと、この額丸々ではないのだからという御説明をされていたわけですが、1年をたつといきなり5億円を上げたいというふうにおっしゃいます。29億6,750万円の中でおさめるように努力をしたいというふうにおっしゃっていたのは当局であります。安易に5億円も上げるべきではないと思います。といいますのは、コスト削減の努力が当局の説明からは余り見られません。余りといいますのは、本気の姿勢が見られません。口で言っておられることとやっておられることが違います。額を増加させて入札を成功させたいという姿勢のほうがありありと見えます。

町民は華美なものを必ずしも求めていないと思います。町民の血税をもっと大切に使う本気の姿勢を求めたいと思います。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第12 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（橋本恭子） 日程第12、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

経済建設常任委員会委員長から、請願第5号について目下委員会において審査中のため、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第13 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（橋本恭子） 日程第13、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧

表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第7回太子町議会定例会（第447回町議会）を閉会します。

（閉会 午後2時26分）

~~~~~

議長挨拶

○議長（橋本恭子） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る12月5日の招集以来、本日までの15日間でしたが、この間、議員各位には、各会計の補正予算を初め、条例改正など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、ここにその御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

なお、町長初め町当局各位におかれましては、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

最後に、今年もあとわずかとなりましたが、議員各位並びに町当局各位には、くれぐれも健康に御留意いただき、希望に満ちあふれた輝かしい新春を迎えられ、町勢発展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（北川嘉明） 平成25年第7回太子町議会定例会（第447回町議会）が閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る12月5日に開会されました今期定例町議会におきましては、予算、条例等の各種重要案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、御議決いただきましたことに対し深く感謝を申し上げる次第であります。

本日提案させていただきました一般会計補正予算（第4号）債務負担行為の補正につきまして、議案質疑の中での御意見、新庁舎建設調査特別委員会での御意見を踏まえ、今後の行政執行に生かしていきたいと考えております。

また、本定例会におきまして拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいる所存でありますので、町行政に対しまして一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、年の瀬も間近になってまいりましたが、議員各位におかれましては、御健康に十分御留意いただき、ともに健やかに輝かしい新年をお迎えになられますことを祈念いたしまして、定例町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 橋 本 恭 子

署名 議員 藤 澤 元 之 介

署名 議員 首 藤 佳 隆